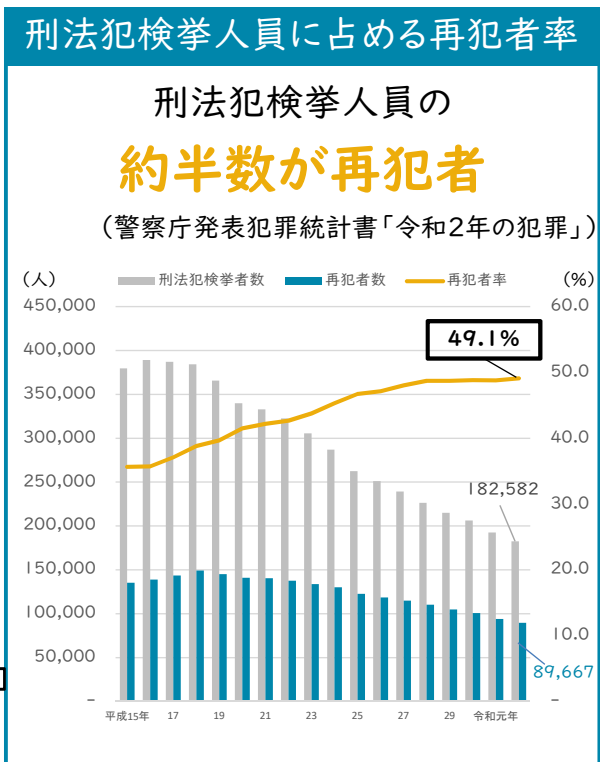
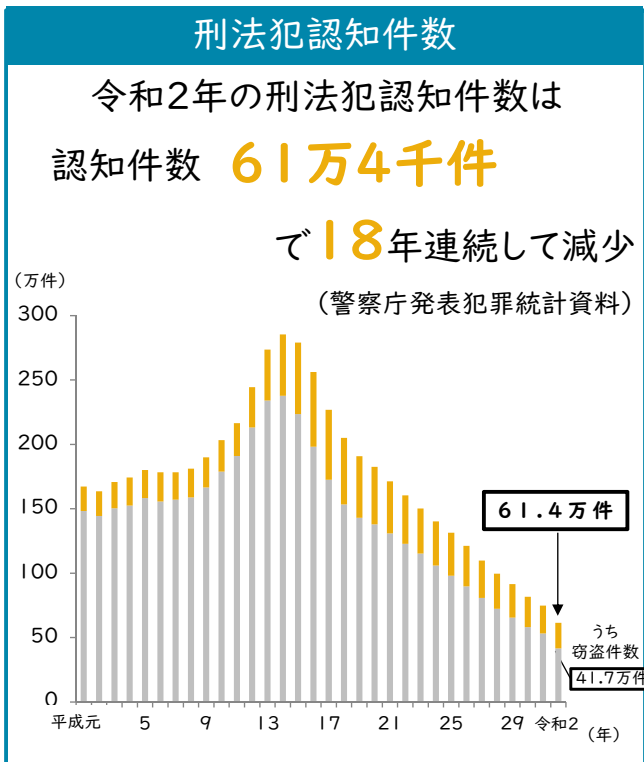


支え手よし・受け手よし・地域よしの 再犯防止「三方よし」

滋賀県における再犯防止の取組

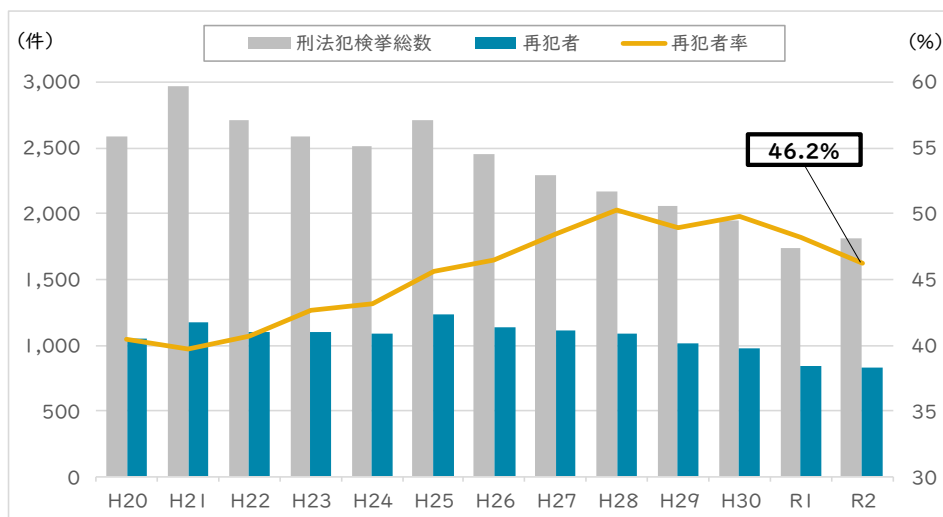
再犯防止を取り巻く状況

全国の場合



滋賀県の状況

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2



3

滋賀県の取組

① 刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた出口支援 (H21～)

刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた出口支援(H21～)

- ・社会福祉法人グローに委託。
- ・滋賀県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所後の居住地や引受人がない、高齢や障害により自立生活が困難な者に対する、帰住地の調整、福祉サービスの利用を支援。(厚生労働省補助事業)

R2年度実績

- ・コーディネート:27件(継続9、新規18)
- ・フォローアップ:29件(継続13、新規16)
- ・相談支援:94件(継続56、新規38)



4

② 非行少年の就労・就学等支援(H16~)

県内9か所の青少年立ち直り支援センター「あすくる」において支援



③ 県建設公共工事の競争参加資格審査における優遇制度(H27.10~)

「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点

- ・協力雇用主の登録 216社
- ・直接雇用 5社
- ・間接雇用 5社

(R3.4時点)



④ 保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用(H27.1~6 :1名)



5

⑤ 地域再犯防止推進モデル事業(H30~R2)

ア 刑事司法手続段階における 高齢者・障害者に対する入口支援

- ・入口から出口までの「息の長い支援」の実施
- ・地域生活定着支援センターに相談員を1名配置
- ・検察庁、弁護士、保護観察所等との緊密な連携のもと福祉的ニーズがある方への必要な支援

	H28(県単事業)	H29(県単事業)	H30	R1	R2
新規相談件数	27件	41件	42件	41件	24件

イ 再犯防止地域支援員の設置

(更生保護法人滋賀県更生保護事業協会に委託)

- ・協力雇用主からの相談対応やアプローチ訪問の実施
- ・雇用・職場定着に向けての継続的な支援
- ・協力雇用主へのアンケートを実施
- ・協力雇用主の実雇用を進めるための研修会等の実施

	H30	R1	R2
アプローチ訪問回数	22社	67社	40社
実雇用	14社37人	30社67人	31社66人

R2年度実績

- ・雇用および職場定着に向けた職場訪問等支援 7社
- ・協力雇用主アンケート調査の実施 (362社回答 / 373社発送
➢回答率97.1%)
- ・研修用動画および教材の作成・配布 (373社)

7

ウ 事業所等相談アドバイス事業

(県社会福祉士会に委託)

- ・電話相談、研修会の実施
(地域の支援者、協力雇用主や福祉事業所等を支援)
- ・弁護士、大学教授等から助言を受け支援内容に反映

	H30	R1	R2
電話相談	10件	7件	11件
アドバイザー	23回	100回	28回

R2年度実績

- ・困難な事例についての事例検討会 3回
- ・雇用主、福祉事業所および家族等向けの研修会 2回
- ・支援者向け冊子 (Q&A形式) の作成・配布



8

工 再犯防止推進会議

- ・関係機関等が連携し、必要な連絡、協議等を行う
- ・開催 H30.10.18/R1.11.18/R2.11.30(書面)

構成団体(19団体)

大津地方検察庁、大津保護観察所、滋賀刑務所、大津少年鑑別所、滋賀労働局、県保護司会連合会、県更生保護女性連盟、県更生保護事業協会、県就労支援事業者機構、県BBS連盟、県暴力団追放推進センター、県社会福祉協議会、(社福)グロー、県社会福祉士会、県社会就労事業振興センター、(公社)おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀弁護士会、県警、県関係課

9

⑥ 県再犯防止推進計画(H31.3策定)

【計画期間：R1～R5】

基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

10

大切にしている視点

- ① “気づき” から “つながる” 仕組みづくり
- ② 多職種・多分野によるネットワークづくり
- ③ 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり

成果指標

刑事司法手続段階における入口支援事業等を開始した対象者に、2年後も何等かの形で、地域の支援者が関与している割合(=定着率)

目標値 **90%以上** 【実績】 H30 **94.9%**
R 元 **95.1%**
R 2 **90.5%** (R3に確定)

11

⑦

支え手よし・受け手よし・地域よしの 再犯防止「三方よし」宣言

令和元年5月、山下法務大臣(当時)と
「再犯防止「三方よし」宣言」に署名



支え手よし

民間協力者の活動支援

受け手よし

罪を犯した人への支援

地域よし

安全・安心な社会

12

支え手よし・受け手よし・地域よしの再犯防止「三方よし」宣言

～ 誰一人取り残さない

安全で安心な社会の実現

SDGsの達成に向けて～



滋賀県と法務省は、「人は人の中で人と生きる」という考えのもと、再犯防止対策について、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、滋賀で培われた「三方よし」の精神をまがして進めていくことを、ともに宣言する。

- 一 滋賀県と法務省は、再犯防止に協力する民間の方々
が活動しやすいよう、より一層支援していきます。(支え手よし)
・協力雇用主の受雇の機会を増大
・保護司等の民間協力が充実した活動と(続けるための基盤づくり) など
- 一 滋賀県と法務省は、罪を償って立ち直ろうとする人が、
繰り返し犯罪に手を染めることがないように、より一層支援して
いきます。(受け手よし)
・保護観察対象者の雇用
・犯罪をした者等の特性に応じた指導や修学支援の充実 など
- 一 滋賀県と法務省は、地域の皆様が安全・安心に暮らす
ことができる社会の実現に努めます。(地域よし)
・多職種・多分野による地域の支援ネットワークづくり など

令和元年(2019年)5月26日

法務大臣 山下 貴司
滋賀県知事 三日月 久造

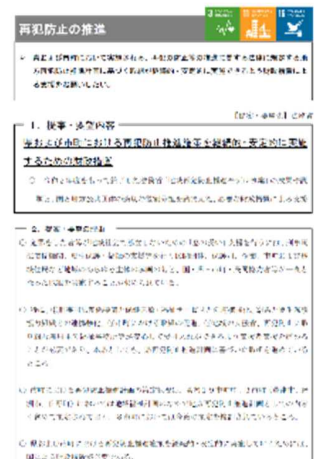
重点的に取り組む事項

① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

- ・入口支援から出口支援までつながりを切らさないことが必要。
- ・支援者支援の取組が必要。

⇒ 3つの地域再犯防止推進モデル事業をR3以降も継承して実施

- ・国への要望(財源措置)
- ・成果の公表



② 県と更生保護協力組織との連携強化

- ・滋賀県更生保護ネットワークセンター
(県内の更生保護活動の拠点として、平成31年3月開設)
- ・更生保護法人更生保護事業協会
- ・滋賀県就労支援事業者機構
- ・滋賀県保護司会連合会
- ・滋賀県更生保護女性連盟
- ・滋賀県BBS連盟 他

【連携に向け新たな取組】

- ⇒ ・保護司へのアンケート(課題把握等)
- ・好事例の収集等(県民の理解促進)
- ・県独自の知事感謝状制度を創設



15

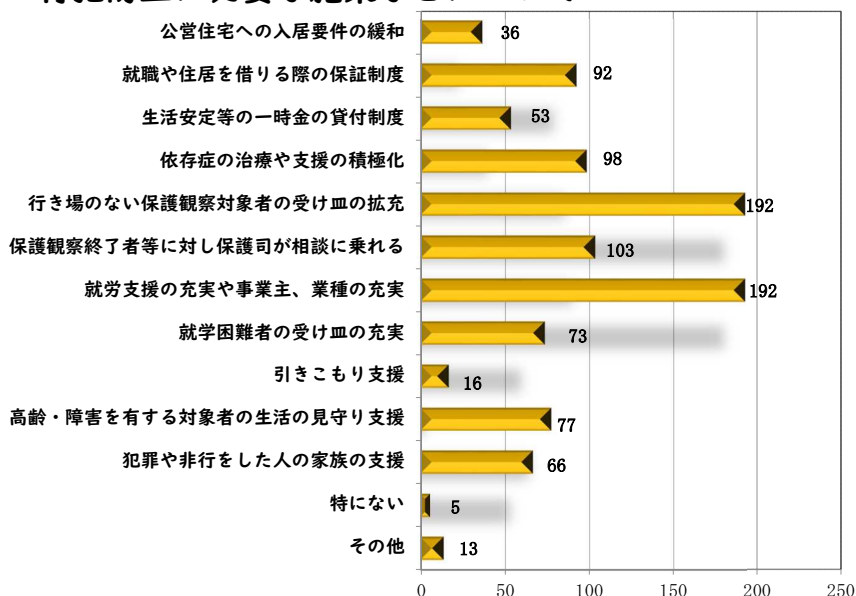
保護司へのアンケート

調査対象

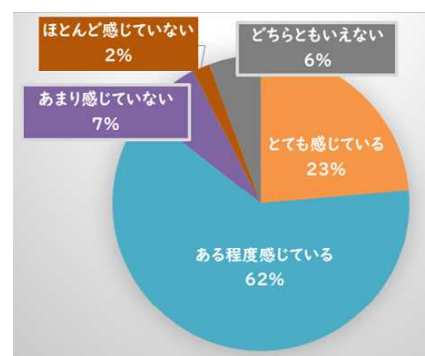
471名の保護司(令和3年5月1日現在の委嘱者)に調査を依頼し、386名から回答。

アンケート内容(一部)抜粋

再犯防止に必要な施策などについて



保護観察が終了する段階で、対象者の今後について不安を感じることはありますか？



16

知事感謝状

令和3年度～ 民間協力者に対する知事感謝状制度を創設

令和3年度滋賀県更生保護事業関係者顕彰式典(R3.10.21)にて、知事感謝状を贈呈。

【R3年度対象者】

保護司 6名 / 更生保護女性会員 5名



17

③ 市町における取組の促進 (市町再犯防止推進計画の策定)

・策定済の市町

R1:0市町 ⇒ R2:3市町 ⇒ R3:4市町

・さらに12市町が策定について検討中

⇒市町の主体性を引き出せるよう、継続的な働きかけを継続し、**再犯防止の裾野を拡大**



(市町担当者会議の開催)

・令和2年11月19日(木) 開催

- (1) 計画を策定した自治体からの事例紹介
(大阪府堺市)
- (2) 市町間の情報提供・意見交換など
- (3) 滋賀県からの報告と情報提供

18

④ 国・県・市町の連携促進 (滋賀県地域連携協議会の開催)

- ・第1回 令和3年11月17日(水) 開催
 - 令和3年度市町担当者会議と合同開催
- ・第2回 令和4年1月11日(火) 開催
 - 令和3年度滋賀県再犯防止推進会議と合同開催
- ・第3回 令和4年2月1日(火) 開催予定
 - ※全3回開催 第3回も年度内に実施



19

⑤ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

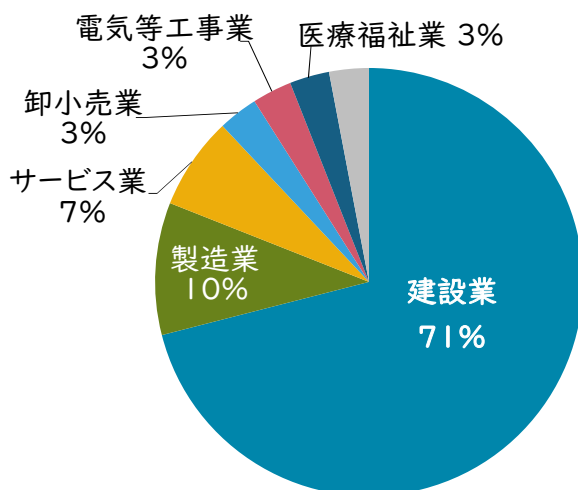
【協力雇用主登録事業者数】

平成27年	令和3年7月末
206社	381社

令和3年4月以降に実際に雇用している協力雇用主数 **10社(13人)**

⇒入札参加資格審査の
優遇制度を拡充
(R4年度～)

⇒**建設業以外の業種**に
おける雇用の促進



協力雇用主登録事業者の業種別割合
(滋賀県)

21

⑥ 地域の理解促進

(再犯防止県民フォーラムの開催)

地域の立ち直りを支える地域のチカラ
～保護司による地域の再犯防止の取り組み～

令和3年12月11日(土) 13時30分～15時30分

びわ湖放送
Youtube
チャンネル
で配信中

配信会場:BBC



知事メッセージ(オンライン)



保護司からの経験談・取り組み紹介(オンライン)

